

様式第七（第6条関係）

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日
令和2年10月19日

2. 回答を行った年月日
令和2年11月17日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、募集企業自らが作成する募集記事を、求職者である各ユーザーが閲覧することができるオンライン人材サービスを提供しているところ、各ユーザーが募集記事のキーワード検索をした際において、各ユーザーの閲覧可能性の高い募集記事を抽出し、各ユーザーに募集記事の表示順序をパーソナライズする機能を導入することを検討している。

具体的には、各ユーザーの過去の閲覧状況を踏まえて、一定のアルゴリズムのもと、各ユーザーに閲覧可能性の高い募集記事を分析し、各ユーザーに対してこれらの募集記事を優先的に表示することを想定している。ただし、照会者は、自らの判断により当該記事の内容の加工や提供先の選別を行わず、各ユーザーは、募集記事の検索結果一覧画面をスクロールし続けることで、検索したキーワードに関連するすべての募集記事を閲覧できる状況にある。

4. 確認の求めの内容

当該サービスの実施に当たり、当該サービスが職業安定法第4条第1項に規定する「職業紹介」に該当しないかについて照会があった。

5. 確認の求めに対する回答の内容

職業安定法第4条第1項に規定する「職業紹介」とは「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」をいう。

確認の求めのあった「規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書」（以下「照会書」という。）の記載によると、当該サービスにおいて、照会者は、求職者が求人を検索した際に表示される求人の順位を求職者ごとに変更するのみであり、検索条件に該当する求人を全件表示し、かつ、求職者との連絡等を行わないこととされている。

このため、照会書記載の前提が維持されている限りにおいて、照会者は、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんしておらず、当該サービスにおける照会者の行為は「職業紹介」には該当しないと解釈される。